

# 税金で 暮らしを支えて 創る未来

令和6年度中学生納税標語



アウター・アーマー 菅平サニアパーク  
(菅平高原スポーツランド)

## 令和7年度 上田市市税等の納期ごよみ

|                              | 4月             | 5月            | 6月             | 7月             | 8月            | 9月             | 10月             | 11月            | 12月             | 1月            | 2月            | 3月             |
|------------------------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|----------------|
| 固定資産税<br>都市計画税               | 1期             |               |                | 2期             |               |                |                 |                | 3期              |               | 4期            |                |
| 市民税・県民税・<br>森林環境税<br>(普通徴収)* |                |               | 1期             | 2期             |               | 3期             |                 |                | 4期              |               |               |                |
| 軽自動車税                        |                | 全期            |                |                |               |                |                 |                |                 |               |               |                |
| 国民健康保険税<br>(普通徴収)*           |                |               |                | 1期             | 2期            | 3期             | 4期              | 5期             | 6期              | 7期            | 8期            | 9期             |
| 後期高齢者医療保険料<br>(普通徴収)*        |                |               |                | 1期             | 2期            | 3期             | 4期              | 5期             | 6期              | 7期            | 8期            | 9期             |
| 介護保険料<br>(第1号被保険者普通徴収)*      |                |               |                | 1期             | 2期            | 3期             | 4期              | 5期             | 6期              | 7期            | 8期            | 9期             |
| 納 期 限<br>(曜日)                | 4月<br>30日<br>水 | 6月<br>2日<br>月 | 6月<br>30日<br>月 | 7月<br>31日<br>木 | 9月<br>1日<br>月 | 9月<br>30日<br>火 | 10月<br>31日<br>金 | 12月<br>1日<br>月 | 12月<br>25日<br>木 | 2月<br>2日<br>月 | 3月<br>2日<br>月 | 3月<br>31日<br>火 |

○令和7年度の市税等の納期限です。年間で御計画いただき、期限内の納付をお願いします。

○期限までに納付がないときは、電話で納付の案内をすることがあります。

ただし、この場合でもATMを操作しての払い込みなどをお願いすることはありません。

\*普通徴収とは、納税義務者自身に納付していただくもので、このほかに、給与や年金からあらかじめ天引きし、納税義務者に代わって事業者から納付していただく特別徴収があります。

# 納税

メモ  
memo

口座振替が  
便利です!

外出の手間が  
省けて、

**便利**

現金を持た  
ないため、

**安全**

納期限までの  
納付が、

**確実**



## 納期限内納付をお願いします

納期限を過ぎても納付されない方には「督促状」を送ります。督促状を送っても完納しないときは、預貯金や給与、不動産等の調査や差押を行うこともあります。また、納期限までに完納しない場合は、本税とは別に延滞金が増算されます。このような滞納処分等の費用にも、市税が使われています。市税の徴収に係る費用の削減のためにも、納期限内納付をお願いします。

## 納付の方法

各納期限までに次の方法で納付してください。

### 納付書でのお支払い

納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア等に納付書をお持ちいただき納付してください。

### 口座振替でのお支払い

お申込みの月の翌月末日から開始されます。ぜひ御利用ください。

既に口座振替を御利用の方は、納期限の前日までに残高を御確認ください。

### スマートフォン決済アプリでのお支払い

コンビニ用バーコードを用い、PayPay 請求書払い、d 払い請求書払い、au PAY 請求書支払いが御利用できます。

### 地方税統一2次元コード(eL-QR)でのお支払い

市県民税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税で御利用できます。全国の対応金融機関や地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」を利用してクレジットカードやスマートフォン決済アプリでお支払いできます。詳細は地方税共同機構のホームページを御確認ください。

### ●口座振替の申込方法

通帳、通帳届出印、納付書をお持ちになり、預貯金口座のある金融機関又は収納管理課及び各地域自治センター窓口でお申込みください。お申込みいただける金融機関は、納付書裏面に記載の金融機関のみです。

●口座名義人の方がお亡くなりになった場合は、今まで引き落としになっていた口座からの振替ができなくなります。お手数ですが、改めて口座振替の申込み手続きをお願いします。

●車検が必要な軽自動車をお持ちの方で口座振替を御利用の場合は、口座から引き落としになった後に、車検用の納税証明書を送付しています。お急ぎで証明書が必要な場合は、収納管理課及び各地域自治センター窓口へ御連絡ください。

## 納付相談

災害に遭われたり生活扶助を受けるなど、納付が困難な事情がある場合は、早めに収納管理課まで御相談ください。

## 税金等に関するお問い合わせ

| 税 目 等         | 担 当 課 ・ 連 絡 先              | 納 付 方 法 等                                                                             |
|---------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民税・県民税・森林環境税 | 税 務 課 TEL 23-5115 (直通)     | 収納管理課<br>納付の方法については<br>TEL 23-5117 (直通)<br>納付の相談は<br>TEL 71-8053 (直通)<br>71-8055 (直通) |
| 軽 自 動 車 税     | 税 務 課 TEL 23-5169 (直通)     |                                                                                       |
| 固定資産税・都市計画税   | 税 務 課 TEL 23-8240 (直通)     |                                                                                       |
| 国 民 健 康 保 険 税 | 国 保 年 金 課 TEL 75-7121 (直通) |                                                                                       |
| 後期高齢者医療保険料    | 国 保 年 金 課 TEL 23-5118 (直通) |                                                                                       |
| 介 護 保 険 料     | 高齢者介護課 TEL 23-6246 (直通)    |                                                                                       |